

春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度(個人が地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。)に係る本市への寄附(以下「寄附」という。)及び本市に寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に対するお礼品の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申込)

第2条 本市に寄附をしようとする者は、次のいずれかの方法により申し込むものとする。

- (1) 春日井市ふるさと納税申込書(第1号様式)を使用する方法
- (2) 市長が指定するウェブサイトを経由する方法

(寄附金の納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 本市が発行する納付書による方法
- (2) 現金書留を使用する方法
- (3) 現金を持参する方法
- (4) 郵便振替払込取扱票を使用する方法
- (5) 市長が指定するウェブサイトを経由して寄附をする場合において、市長が別に定める方法

(寄附金受領証明書の交付)

第4条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し、寄附金受領証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(お礼品の贈呈)

第5条 市長は、寄附者に対し、お礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者がお礼品を希望しない場合又は市内に住所を有する者が本市に寄附した場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第6条 お礼品の提供をしようとする事業者は、春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 お礼品の提供に係る要件、基準、謝礼等は、市長が別に定める。

(登録の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、登録の可否を決定し、当該申請を行った事業者はその内容を通知するものとする。

(登録の変更)

第8条 事業者は、登録の決定を受けたお礼品についてその内容の変更をしようとするときは、春日井市ふるさと納税お礼品登録変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。

(契約の締結)

第9条 第7条の規定により登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、本市との間において、ふるさと納税お礼品提供に関する契約を締結するものとする。

(謝礼金の支払)

第10条 事業者は、謝礼金を請求するときは、毎月末日までの謝礼金について、次に掲げる書類を添えて翌月末日までに請求するものとし、市長は、請求を受けたときは、納入完了の検査を行い、検査に合格したときは、請求書を受理した日から30日以内に謝礼金を支払うものとする。

(1) 春日井市ふるさと納税お礼品発送報告書兼請求内訳書

(2) お礼品を発送したことを証する書類

2 前項の場合において、謝礼金に1円未満の端数金額が生じたときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 市長は、第9条に規定する契約に違反し市に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

(提供の辞退)

第12条 登録事業者は、お礼品の提供を辞退しようとするときは、速やかに、春日井市ふるさと納税お礼品辞退届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったとき又は登録事業者が提供するお礼品がふるさと納税制度の趣旨に照らし、適切でないと認めるときは、当該登録事業者のお礼品について、登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録事業者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の春日井市ふるさと納税に係るお礼品贈呈事務実施要綱の規定は、令和5年10月1日以後の申請又は届出について適用し、同日前の申請又は届出については、なお従前の例による。